

小平都市計画道路3・3・3号新五日市街道線 用地説明会（動画配信により）  
配信日：令和3年9月5日～

# 用地説明会 （事業編）

小平都市計画道路3・3・3号新五日市街道線  
小平市小川町二丁目区間

小平市

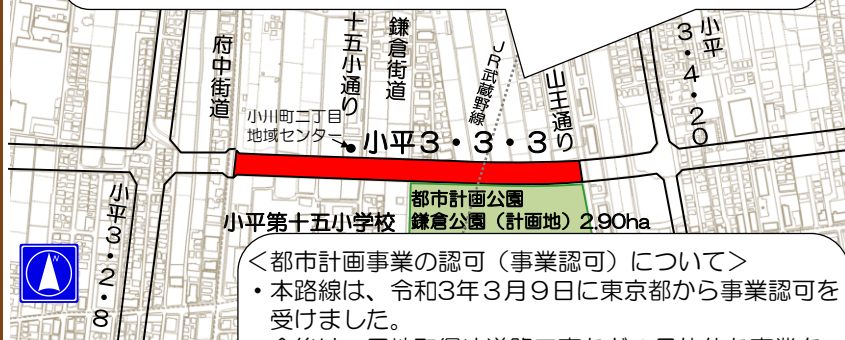
## 次第

- 1 事業概要
- 2 今後のスケジュール
- 3 用地補償（別途、用地補償編の動画をご覧ください。）

# 1 事業概要

## 1-1 事業の概要

事業名：小平都市計画道路事業3・3・3号新五日市街道線  
区間：小平市小川町二丁目区間（府中街道～山王通り）  
事業規模：延長444m 幅員28m  
事業期間：令和3年3月9日から令和9年3月31日まで  
概算事業費：40億円

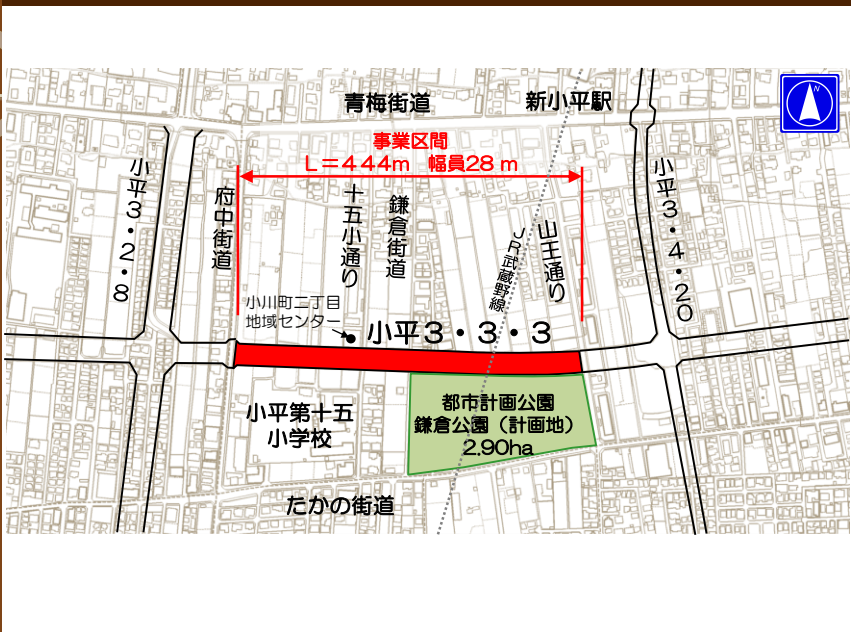


<都市計画事業の認可（事業認可）について>  
・本路線は、令和3年3月9日に東京都から事業認可を受けました。  
・今後は、用地取得や道路工事などの具体的な事業を進めていきます。  
・事業認可の取得により、建築等の制限や土地建物等の先買いなどの効果が発生します。

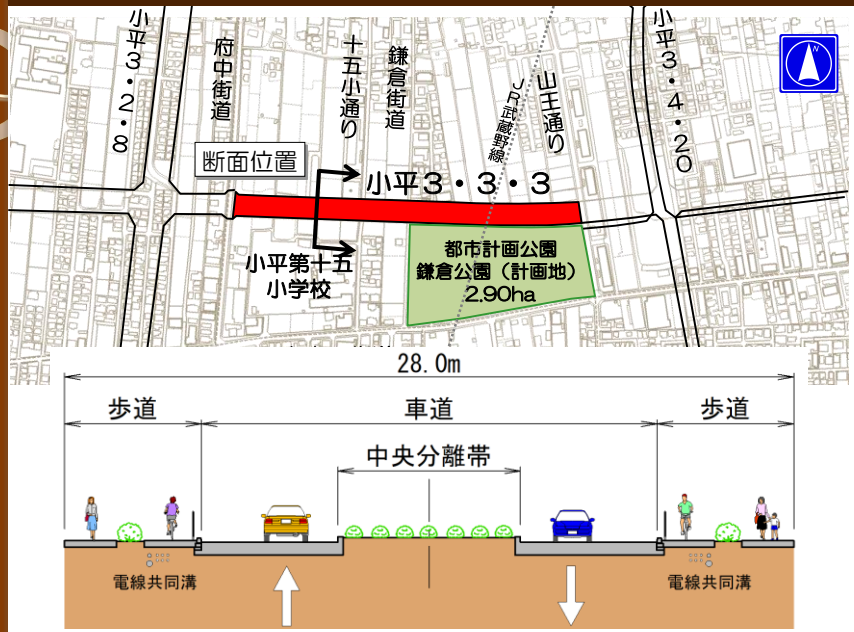
## 1-2 路線の概要（全体図）



## 1-3 路線の概要（詳細図）



## 1-4 計画断面イメージ図



## 1-5 無電柱化のイメージ



## 1-6 主な整備効果

- 鎌倉公園へアクセスするための道路の確保
- 新小平駅周辺のまちづくりの促進
- 地域内道路ネットワークの形成
- 災害時のいっとき避難場所でもある小平第十五小学校へのアクセスの利便性・安全性の向上

## 1-7 事業認可取得により生じる制限等について

### <建築等の制限について>

本路線の事業地内で次のことをする場合は、小平市長の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更。
- ・ 建築物や工作物の建設。
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積。

### <土地建物の売買の制限について>

本路線の事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを小平市へ届け出てください。また、その届出後三十日以内は売買が行えないなど一定の制限があります。

### <道路認定について>

本事業の用地取得を円滑に進めるために、本路線の道路認定も行います。道路の区域も併せて決定することにより、道路法においても、上記と同様に、建築等の制限が生じます。

## 2 今後のスケジュール

### 今後のスケジュール

事業概要及び測量説明会 令和元年6月実施

現況測量・用地測量 令和元年度実施

事業認可取得（事業着手） 令和2年度実施

用地説明会 現在、動画配信中

物件調査  
本年10月頃～

用地取得

工事の実施

都市計画道路の完成 令和8年度予定

概ね7年

## 問合せ先



〒187-8701

東京都小平市小川町2-1333

○事業計画に関すること

都市開発部 道路課 都市計画道路担当

電話：042-346-9828

○用地補償に関すること

企画政策部 公共施設マネジメント課 財産担当

電話：042-346-9557